

参考様式（様式1 関係）

一般競争入札公告

令和3年5月26日
（仮称）社会福祉法人 熱心会
設立代表者 神部 恵理佳

（仮称）社会福祉法人熱心会の発注する（仮称）南浦和おおぞら保育園の一般競争入札について、次のとおり公告する。

入札方法	一般競争入札
参加形態	単体企業、特定共同企業体
工事名	（仮称）南浦和おおぞら保育園 新築工事
工事場所	さいたま市南区南浦和二丁目 594-3
履行期間	契約日～令和4年1月31日
履行概要	認可保育園 鉄骨造 地上3階建て
予定価格	事後公表
最低制限価格設定	設定する
参加申請受付期間	令和3年6月3日（木）まで必着 ※下記の問い合わせ先に提出書類全てをメールにて送信する事 ※＜単体の場合＞提出書類の①、②の書式に関してはHPに添付してある書式を使用する事。 URL (http://marehoikuen.com) ※＜特定共同企業体の場合＞提出書類の①、②の書式に関してはHPに添付してある書式を使用する事。 URL (http://marehoikuen.com) ⑦、⑧、⑨の書式に関してはさいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定）にある書式を参照とする事。
資格確認書類受付期間	令和3年6月3日（木）まで必着 ※下記の問い合わせ先にメールにて送信する事
資格確認結果通知期日	令和3年6月8日（火）（郵送にて）
入札日日時 場所	令和3年6月30日（水） ※詳細時間及び場所については一般競争入札参加資格等の確認結果通知書にて通知する
開札の場所並びに日時	同上 ※入札後即開札とする

参加資格 (単体企業)	所在地区分	さいたま市内に本店があること
	名簿登載業種等	建築工事業 (S 級)
	施工実績等	過去 5 年以内に保育所又は幼稚園の整備実績があること。
	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ①一般競争参加資格等確認申請書の写し【単体用】 ②一般競争入札参加資格確認資料の写し【単体】 ③さいたま市建設工事等入札参加業者資格審査通知書の写し ④建設業許可の写し ⑤直近の経営規模等評価結果通知書の写し ⑥過去実績による保育所又は幼稚園整備工事契約書の写し
	その他の参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ①本公告日から開札日において、さいたま市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱等に基づく入札参加停止等の措置を受けていない事。 ②当法人役員が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でない事。 ③本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱 (平成 13 年さいたま市制定) に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱 (平成 13 年さいたま市制定) に基づく入札参加除外の措置を受けていない事。 ④開札日において、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の基づき更生手続開始の申立てをしていない者、若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。 ⑤本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受けていること。

参加資格 (特定共同企業体)	所在地区分	代表構成員 さいたま市内に本店があること その他の構成員 さいたま市内に本店又は支店があること
	名簿登載業種等	代表構成員 建築工事業 (S 級) その他の構成員 建築工事業 (S 級又は A 級)
	施工実績等	過去 5 年以内に保育所又は幼稚園の整備実績 (単体又は特定共同企業体〔代表構成員又はその他の構成員〕として)があること。
	提出書類	①一般競争参加資格等確認申請書の写し【特定共同企業体用】 ②一般競争入札参加資格確認資料の写し【特定共同企業体】 ③さいたま市建設工事等入札参加業者資格審査通知書の写し ④建設業許可の写し ⑤直近の経営規模等評価結果通知書の写し ⑥過去実績による保育所又は幼稚園整備工事契約書の写し ⑦共同企業体協定書 ⑧共同企業体協定書第8条に基づく協定書 ⑨委任状
	その他の参加資格	①本公告日から開札日において、さいたま市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱等に基づく入札参加停止等の措置を受けていない事。 ②当法人役員が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でない事。 ③本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱 (平成 13 年さいたま市制定) に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱 (平成 13 年さいたま市制定) に基づく入札参加除外の措置を受けていない事。 ④開札日において、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の基づき更生手続開始の申立てをしていない者、若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。 ⑤本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受けていること。

設計図書等	閲覧等の方法	参加資格があると認めた者に一般競争入札参加資格等の確認結果通知書と併せて配布する						
	配布日	令和3年6月8日(火)(郵送にて)						
	質問受付期間	令和3年6月16日(水) 17:00まで						
	質問回答期日	令和3年6月23日(水)まで						
保証金及び支払方法	入札保証金	有 5/100	契約保証金	有 10/100	前払金	有	部分払	有
落札者の決定	<p>①本入札は最低制限価格を設け、予定価格以下で、かつ最低制限価格以上の金額の入札者を落札予定者とする。再度入札は1回までとする。</p> <p>②初度入札に参加しない者は再度入札に参加できない。</p> <p>③再度入札を行っても落札者がいない場合、(ア)及び(イ)の場合に限り、下記<条件>を遵守した上で交渉による随意契約を行うものとする。</p> <p>(ア) 予定価格に達せず、最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)</p> <p>(イ) 再度入札に応じるものが1者のみとなった場合。</p> <p><条件></p> <p>(1) 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。</p> <p>(2) 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められない事。</p> <p>(3) 入札にあたっての条件をかえることは認められない事。</p> <p>(4) 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び落札業者が署名捺印する。</p>							
入札保証金及び契約保証金	<p>(1) 入札保証金及び契約保証金は定めるものとする。なお、取扱いについては、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)の規定に準じて定める。</p> <p>(2) 法人は、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。 ア 入札に参加しようとするものが、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p>							

	<p>イ 入札参加資格を有する者で過去 2 年間の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（又は、ほぼ同じ内容の民間工事）を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと法人が認めるとき。</p> <p>ウ (2) ア・イに掲げるもののほか、入札に参加しようとする者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと法人が認めるとき。</p> <p>(3) 法人は次に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。</p> <p>ア 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。</p> <p>ウ 契約の相手方が過去 2 年間の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（又は、ほぼ同じ内容の民間工事）を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと法人が認めるとき。</p> <p>エ (3) ア～ウに掲げるもののほか、入札に参加しようとする者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと法人が認めるとき。</p>
<p>入札に関する注意事項</p>	<p>(1) 入札の執行</p> <p>①入札に参加する者の数が 1 社である時は、1 回のみ入札を執行する。</p> <p>②代理人をして入札させる場合は委任状を提出する事。</p> <p>(2) 入札書に記載する金額</p> <p>入札書に記載された金額</p> <p>10 %に相当する額（消費税相当額）を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約請負金額とする。入札者は、消費税抜きの金額にて入札のこと。</p>

	<p>(3) 入札の辞退 入札参加決定者は入札を辞退する場合、事前に連絡の上、入札辞退届を提出する事。</p> <p>(4) 入札の無効</p> <p>①入札に参加する資格のない者がした入札 ②郵便、電報、電話及び FAX により入札書を提出した者がした入札 ③不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札者がした入札 ④談合、その他不正行為があったと認められる入札 ⑤さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていることが判明した入札等の措置を受けていることが判明した入札 ⑥虚偽の一般競争入札参加資格申請書を提出した者がした入札 ⑦入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札</p> <p>⑧次に掲げる入札をした者がした入札 ア. 入札書の押印のないもの イ. 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの ウ. 押印されるべき印影が明らかでないもの エ. 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの オ. 代理人で委任状を提出しない者がしたのもの カ. 他人の代理を兼ねた者がしたのもの キ. 2 以上の入札書を提出した者、又は以上の入札書を提出した者</p> <p>⑨前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札</p> <p>(5) 同価格の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定 落札となるべき同価格の入札をしたものが 2 以上ある時は、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>(株) 第一建築設計事務所 担当者：湯本 貴士 TEL：049-243-0357 携帯：080-3564-3723 FAX：049-244-5372 e-mail：yumoto@daiichi-archi.co.jp</p>